V 大気汚染緊急時の発令基準及び措置

	項	B	予 報	注意報	警報	重大緊急時(法による)	
いおう酸化物		発 令 基 準	 気象条件から、いおう酸化物の高濃度 汚染が予想されるとき。 注意報に近い濃度 の汚染があり気に悪 化することが予想 されるとき。 	 0.2ppm 以上が 3 時間継続したとき。 0.3ppm 以上が 2 時間継続したとき。 0.5ppm 以上になったとき。 48時間平均値0.15ppm 以上になったとき。 	 注意報発令中に 0.5ppm 以上になっ たとき。 0.5ppm 以上が2時 間継続したとき。 	 0.5ppm 以上が3時間継続したとき。 0.7ppm 以上が2時間継続したとき。 	
		一般	ばい煙排出者に対し、ばい煙排出量の減少について協力を求める。				
	措置	協 力工場等	ばい煙量を通常排出されている量から20%程度削減するよう協力を求める。	ばい煙量を通常排出されている量から30%程度削減するよう勧告する。	1 協力工場に対し、 70%程度削減する よう勧告する。 2 特別区のその他工 場等に対し、20% 程度削減するよう 協力を求める。	 警報等の措置を行う。 協力工場等のうち、いおう酸化物を10m³N/時以上排出する工場等に対し、排出許容量の80%以上の削減を命令する。 	
一酸化炭素		発令基準		 1 10ppm 以上が 8 時間継続したとき。 2 20ppm 以上が 3 時間継続したとき。 	 1 10ppm以上が24時間継続したとき。 2 20ppm以上が8時間継続したとき。 3 50ppm以上になったとき。 	50ppm 以上になったと き。	
	措置	自動車等	当該地域を通過しないよう協力を求める。			東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。	
オキシダント		発 令 基 準	1 気象条件からオキ シダントの高濃を 汚染が予想される とき。 2 注意報に近い濃度 の汚染があり悪に 条件から更に悪想 することが予想 れるとき。	0.12ppm 以上になった とき。	0.24ppm 以上になっ たとき。	0.40ppm 以上になった とき。	
		一般	ばい煙排出者に対し、ばい煙排出量の減少について協力を求める。				
	措置	協力 工場等	燃料使用量の削減により、ばい煙の排出量を 減少するよう自主的協力を求める。	燃料使用量を通常使用 量の 20%程度削減する よう勧告する。	燃料使用量の通常使用 量の 40%程度削減す るよう勧告する。	燃料使用量を通常使用量の 40%以上削減するよう命令する。	
		自動車等	不要不急の目的によ り、自動車等を使用し ないことについて協力 を求める。	当該地域を通過しないよ	う協力を求める。	東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定 による措置をとるべき ことを要請する。	

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する注意喚起のための暫定的な指針

(H25.2.27 制定、H25.11.13 改定、H26.11.28 改定)

健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として「PM2.5に関する専門家会合」において1日平均値が $70\mu g/m$ であることが示された。

	暫定的な指		注意喚起の判断に用いる値	
レベル	針となる値	 行動の目安	午前中の早めの 時間に判断	午後からの活動に 備えた判断
	1日平均値 (μg/ m)	1757 122	5~7時の1時間値 の平均1時間値 ^{※3}	5~12時 の 平均 1時間値 ^{※4}
П	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者*2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高 感受性者では健康への影響がみられ	85以下	80以下
環境基準 ※1	35以下	る可能性があるため、体調の変化に注 意する。		

^{※1} 環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 環境基準の短期基準は日平均値35µg/㎡であり、日平均値の年間98パーセントタイル値で評価

- ※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等
- ※3 同一区域内の各測定局の平均値の大きい方から2番目の値で判断
- ※4 同一区域内の各測定局の平均値の最大値で判断